

牧之原市体育施設利用登録の手引き

令和5年4月制定

令和6年3月改正

令和8年3月改正

第1 目的

この手引きは、牧之原市内の社会体育施設、牧之原市内学校体育施設及び牧之原市菊川市学校組合立体育施設の利用予約ができる公共施設予約システム（以下「システム」という。）の利用者登録について必要な事項を定めるものです。

第2 登録資格

- (1) 団体登録は18歳以上かつ最低3人以上のメンバーで構成されていること

第3 団体登録区分

- (1) 団体登録の区分は、市内団体、市外団体、減免団体とします。
- (2) 市内団体とは、市内に住所を有する方、又は市内に勤務する方が、60%以上で構成されている団体とします。
- (3) 市外団体とは、市内団体の要件を満たさない団体とします。代表者が、市内に住所を有していても、市外のクラブチームや市外のスポーツ少年団などは市外団体となります。
- (4) 減免団体とは、牧之原市、国又は他の地方公共団体、市内公共的団体、市内高校部活動、市内スポーツ少年団、スポーツ合宿などを行う市内の宿泊施設、高齢者団体等、その他減免を認められた団体とします。

第4 条例等の遵守

システムを利用して施設の予約や減免の条件、施設の使用・利用に係る使用料・利用料の支払い等については、予約等の手続きを行った施設に係る条例、規則、運用要領並びにその他市又は指定管理者が定める関係規定の定めるところによるものとします。

第5 利用者登録

- (1) システムを利用して施設の予約を行うことを希望する団体（以下、「登録申請者」という。）は、あらかじめ利用者登録を行う必要があります。
- (2) 利用者登録の申請は、システムの利用者登録画面より行い、申請後に相良 B&G 海洋センター又は榛原総合運動公園窓口にて本人確認書類の提示及び団体名簿を提出することで審査し、本登録されます。
- (3) インターネット環境を利用できない利用者は、相良 B & G 海洋センター又は榛原総合運動公園窓口において、平日の午前8時30分から午後4時30分までの間に登録受付します。なお、相良 B & G 海洋センターでは土・日・祝日でも受付を行います。

第6 登録申請者の確認

団体登録の申請の場合は、申請書提出者が本人であることを次の各号のいずれかの提示により確認します。

- (1) マイナンバーカード
- (2) 運転免許証
- (3) 運転経歴証明書
- (4) 在留カード
- (5) 障がい者手帳
- (6) 官公庁発行の免許証・資格証等

(7) その他本人であることを確認できると認められる証明書

第7 団体登録の制限

- (1) 代表者は、同じ利用種目では他の団体の代表者になることはできません。
- (2) 団体メンバーの半数以上が、他団体の構成員と重複している場合は登録できません。
- (3) 架空団体利用防止の観点から、代表者を含め、同一人・同一団体が複数登録することはできません。

第8 利用者IDの有効期間

- (1) 利用者IDの有効期間は、登録日から3年間とします。

第9 登録事項の変更・廃止

- (1) 登録者が届け出た氏名(団体名)、住所、電話番号等に変更が生じた場合又はその登録を廃止しようとする場合は、登録した施設の受付窓口で遅滞なく変更、廃止の手続きを行わなければなりません。
- (2) パスワードやメールアドレスを変更する場合は、システムを使用して変更してください。ただし、システムを利用できない場合は、本人確認書類を提示し、施設の窓口で変更してください。

第10 登録資格の喪失

登録者が次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を取り消すものとします。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 施設の管理に関する条例等又は本手引きに重大な違反をしたとき。
- (3) 登録者が死亡(団体にとっては解散)したとき。
- (4) 施設担当者等が登録者への通知又は連絡を行うことができないと判断したとき。
- (5) 各施設を管理する職員の指示を無視し、かつ、今後も従う意思がないと判断されるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が登録者として不適格と認めたとき。

第11 個人情報の保護

利用者登録に際し収集した個人情報は、システムによる予約管理及び施設利用に関する事務処理以外には使用しません。

第12 禁止事項

システムの利用にあたっては、次の事項に掲げる行為を禁止します。

- (1) システムの利用者登録時に利用者自身の真正な個人情報以外の情報により申請を行うこと。
- (2) システムを利用して申し込んだ予約を当該予約施設に無断でキャンセルすること。
- (3) 施設を利用する意思を伴わない予約の申込み等、システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。

第13 その他

- (1) 施設に破損・汚損等の損害を与えた場合は速やかに指定管理者に連絡すること。対外試合等他団体の方が施設に損害を与えた場合も使用団体が責任をもって賠償等の対応をすること。
- (2) 施設使用上のマナーが悪く、改善が見られないときは、施設使用の一時停止や団体登録を取り消す場合があります。
- (3) 災害等の緊急事態発生、暴風、大雨、洪水等の特別警報及び警報の発令、台風の接近等により牧之原市に影響が及ぶと想定される場合などは、施設使用を中止とする場合があります。

【この手引きに関する問い合わせ】

牧之原市体育施設指定管理者 NPO法人 牧之原市スポーツ協会